

# 呉市耐震改修促進計画（改定案）の概要

## 1 計画の概要等

### （1）計画の概要

耐震改修促進計画は、建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めていくための計画です。この計画では、耐震化の現状を示し、耐震化率の将来目標を定め、耐震化の促進を図るための施策を位置付けています。 【計画期間：平成29年度～平成32年度】

### （2）計画の改定

本市では、平成20年に「呉市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進に取り組んできましたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」といいます。）の改正（平成25年）を受け、新たな目標、施策等を検討し、計画の見直しを行います。

## 2 想定される地震の規模と被害状況

呉市では、次のような大きな地震被害が想定されています。南海トラフを震源域とする巨大地震の今後30年以内の発生確率は70%※と高く、いつ起こってもおかしくない状況になっています。 ※文部科学省地震調査研究推進本部の公表値（平成29年1月1日）

| 想定する地震名   | マグニチュード | 死者   | 負傷者    | 建物全壊   | 建物半壊    |
|-----------|---------|------|--------|--------|---------|
| 南海トラフ巨大地震 | 9.0     | 26人  | 1,127人 | 420棟   | 5,481棟  |
| 呉市直下型地震   | 6.9     | 430人 | 6,247人 | 6,714棟 | 26,066棟 |

資料：「広島県地震被害想定調査」（平成25年10月）

## 3 耐震化の目標

### （1）住宅の耐震化の目標

平成32年度末の耐震化率の目標を81%と定め、耐震化の促進を図ります。

【現状】73.6%（平成28年度末）

（推計値）

【目標】81%（平成32年度末）

### （2）多数の者が利用する建築物※

平成32年度末の耐震化率の目標を72%と定め、耐震化の促進を図ります。

【現状】66.4%（平成29年1月）

【目標】72%（平成32年度末）

※ 多数の者が利用する建築物とは、耐震改修促進法第14条各号に掲げる用途・規模の要件に該当する全ての建築物で、病院、物販店、賃貸住宅（共同住宅に限る。）、事務所、工場などの用途で、一定規模以上のものをいいます。

## 4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### （1）基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するため、自助、共助の考え方を基に、「地域防災対策は、自らの問題、地域の問題」という意識を持つことが重要であることから、次の役割分担の下、耐震化を促進するための取組を進めていきます。

#### ■市の役割

・耐震改修促進計画に基づき、相談体制の整備や情報提供の充実、耐震診断及び耐震改修のための支援制度の拡充などの施策により、耐震化を促進する。

#### ■建築関係団体等の役割

・建築関係団体等は、建築物の所有者、所属会員等に対して、積極的に耐震診断及び耐震改修に取り組んでもらえるよう支援を行う。

#### ■建築物所有者等の役割

・住宅・建築物の所有者は、支援制度等を活用し、早期に耐震診断を行い必要な地震対策を行うよう努める。

### （2）耐震化の促進を図るための重点的な取組施策（3本柱）

#### ア 市民向けの啓発活動

##### ■建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 地震ハザードマップの公表（平成22年度）
- パンフレットの作成とその活用
- リフォームに合わせた耐震改修の誘導
- 自治会等との連携
- 耐震化を促進するための優遇制度等の周知
- 相談体制の整備・情報提供の充実
- 耐震セミナー・出前トークの継続
- 家具の転倒防止対策の推進
- 住宅の減災化の推進

#### イ 木造住宅の耐震化

##### ■木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策（継続事業）

- 呉市木造住宅耐震診断事業
- 呉市木造住宅耐震改修助成事業

#### ウ 多数の者が利用する建築物・避難路沿道建築物の耐震化

##### ■地震発生時に通行を確保すべき道路（避難路）に関する事項

- 地震発生時に通行を確保すべき道路（避難路）の指定  
【市道中央二河町線の一部（広島呉道路の終点～中央公園北側入り口）】
- ・避難路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（以下「避難路沿道建築物」といいます。）に係る耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告の義務化（耐震診断結果の報告期限：平成33年3月31日）
- ・避難路沿道建築物の耐震診断に係る費用の助成及び耐震診断結果の公表

##### ■要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

- 耐震診断義務付け対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物※）の耐震化の促進  
※要緊急安全確認大規模建築物とは、耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する建築物をいいます。

##### ■耐震診断義務付け対象外の建築物に関する事項

- 耐震診断義務付け対象外建築物の耐震診断の実施を促進

### （3）その他の取組施策

#### ■安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- 相談体制の整備・充実
- 安心して耐震相談への対応を依頼できる専門家の紹介体制の整備
- 呉市の住宅特性を踏まえた診断・改修方法の普及

#### ■地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の推進

- ブロック塀等の安全対策
- エレベーターの地震防災対策
- 窓ガラス、外壁タイルの落下防止等対策
- 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策
- 既存宅地擁壁の防災対策